

令和4年第5回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月13日（金）午前9時30分から10時30分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （16人）

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 北村 勉 君
3番 三浦 弘文 君	4番 川崎 良巳 君
5番 高橋 克 君	6番 高村 國昭 君
7番 佐々木 一 榮 君	9番 佐々木 喜克 君
10番 中里 光明 君	11番 沼沢 こえ子 君
12番 豊川 敏雄 君	13番 竹原 誠 君
15番 中川原 隆雄 君	16番 稲村 健一 君
17番 鈴木 徳治 君	18番 大沢 トモ子 君
4. 欠席委員 （3人）

8番 柏田 雅俊 君	14番 時田 宏 君
19番 鳥谷部 甚一郎 君	
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 報告第7号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について
 - 第4 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第24号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
 - 議案第25号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第27号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
 - 議案第28号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町 屋 剛 君
事務局次長	大 沢 直 明 君
総務班長	小 泉 安 子 君
主 査	大 澤 翔 太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から、令和4年第5回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局（町屋） 本日、8番柏田雅俊委員、14番時田宏委員、19番鳥谷部甚一郎委員が欠席しておりますが、出席委員は19名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、3番 三浦弘文委員、9番 佐々木喜克委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の大沢次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。
それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は6件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。報告第6号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

1番 字熊野林後 田 2筆 面積は ●●m² です。高齢による規模縮小のため解約するものです。

2番 字幸ノ神前 田 1筆、面積は ●●m²です。高齢による規模縮小のため解約するものです。

3番 字下根前 田 1筆 面積は ●●m²です。新たな借り手が見つかったため解約するものです。

4番 字上根前 田 1筆 面積は ●●m²です。遠距離で通作が困難なため解約するものです。

5番 字姥堤 田 1筆 面積は ●●m²です。排水路が故障したため解約するものです。

6番 大字切谷内字大久木 畑 2筆 面積は ●●m²です。遠距離で通作が困難なため解約するものです。以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。
特に発言がないようですので、報告第6号を終わります。

議長(岩井) 次に、報告第7号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(大沢) 「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」でござ
います。
4ページをご覧ください。
令和3年1月から12月までの1年間に締結された貸貸借における
10アール当たりの賃借料水準を情報提供するものです。
水田については、五戸町全域で平均額●●円、最高額●●円、最
低額●●円、調査筆数は●●筆となっております。
普通畑については、五戸町全域で平均額●●円、最高額●●
円、最低額●●円、調査筆数は●●筆となっております。
説明は以上です。

議長(岩井) ただ今の報告第7号について、発言のある方は挙手をお願い
します。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。
特に発言がないようですので、報告第7号を終わります。

議長(岩井) ここで農地調査会、今月の調査委員は、5番高橋克委員と
13番竹原誠委員です。調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

議長(岩井) 次に、日程第4 議案第23号「農地法第3条の規定による
許可申請について」を議題とします。

議案第 23 号の 1 番については、柏田 雅俊 委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条の規定により、議事参与が制限されますが、本日欠席しておりますので、そのまま審議に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の農地法第 3 条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の 5 ページ、参考資料の 11 ページをご覧ください。

議案 第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請について農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。

今月の許可申請は、1 議案 4 件で、全て売買による所有権移転に関する件です。

まずは 1 番から説明させていただきます。

1 番 大字倉石又重字古川代 田 1 筆 面積は ●●m² です。1 番は、別添調査書にあります通り農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。1 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。

以上です。

議 長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、高橋克委員から、議案第 23 号の 1 番についての調査結果の報告をお願いいたします。

高橋克委員 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の 5 ページ議案第 23 号と参考資料の 11 ページを御覧ください。5 月 6 日に、岩井会長と竹原誠委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人と譲受人は知人で、通作が困難で管理が難しいため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第23号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第23号の1番は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第23号の2番及び3番については、稲村健一委員に関する事案であるため、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（稲村健一委員 退席）

議長（岩井） それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、引き続き農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の5ページ、参考資料の13ページをご覧ください。

2番 字蛭川村 畑 1筆、面積は ●●m² です。

3番 字熊野林後 田 1筆、面積は ●●m² です。

2番と3番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに農作業の効率化・規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。ご参考までに売買価格をお知らせします。

2番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。

3番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。
以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、高橋克委員から、議案第23号の2番及び3番についての調査結果の報告をお願いいたします。

高橋克委員 引き続き、現地調査の結果を報告いたします。

2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人の家に農地が隣接しており、譲受人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、自家野菜を作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は知人で、通作が困難で管理が難しいため、譲渡人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第23号の2番及び3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第23号の2番及び3番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、稲村健一委員を入室させてください。

（稲村健一 委員、入室・着席。）

議長（岩井） 次に、議案第23号の4番について事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、残りの農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の5ページ、参考資料の17ページをご覧ください。

4番 大字豊間内字大開 畑 1筆、面積は ●●m² です。

4番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。ご参考までに売買価格をお知らせします。

4番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、高橋克委員から、議案第23号の4番についての調査結果の報告をお願いいたします。

高橋克委員 引き続き、現地調査の結果を報告いたします。

4番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が農地の買い手を探していたところ、譲受人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、自家野菜を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番（佐々木） 4番の登記簿は田ですが、現況は畑という事で主に何を作付け予定でしょうか。

高橋克委員 現在、ロータリーを掛けている状態で、何も作付けされておられません。譲受人の家が隣のため、将来的には農機具等をしまう車庫を建てる可能性があります。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 23 号の 4 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 23 号の 4 番は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 次に、議案第 24 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について説明させていただきます。

議案書の 6 ページ、参考資料の 19 ページをご覧ください。

議案 第 24 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 議案第 24 号は 1 議案 1 件です。

まず相続税の納税猶予に係る特例農地とは、農地を相続した場合、一定の要件の下に相続税の納税が猶予される農地のことをいいます。そして、市街化区域内の生産緑地地区の農地と、市街化区域外の農地については終身営農、それ以外の区域の農地については 20 年の営農により、猶予されていた相続税の納税が免除されます。今回は、平成 14 年 9 月に特例を受けてから 20 年目を迎える市街化区域内の生産緑地地区外の農地について、一筆ごとに利用状況を確認し、利用状況確認書を提出するよう、八戸税務署長から求められたものです。

1 番 字観音堂 畑 2 筆 面積は ●●m² です。過去に換地はされておらず、現地はロータリー耕されていました。また、過去 3 年の農業収支報告によると、ゴボウが作付けされています。

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 24 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 24 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

議案第 25 号については、大沢 トモ子 委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条の規定により、議事参加が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

（大沢 トモ子 委員 退席）

議長（岩井） それでは事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉） それでは、議案書の 7 ページ、参考資料の 21 ページをご覧ください。

議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について農地法施行令第 15 条 第 1 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。今月の許可申請は、1 議案 1 件です。

1 番、農地の所在は、大字倉石石沢 字下雨原 ●●番●● 地目は 畑 面積は ●●m² です。

転用目的は、宅地です。農地区分は、第 1 種農地と判断いたします。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、竹原誠委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

竹原誠委員 農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の 7 ページ 議案第 25 号と参考資料の 21 ページを御覧

ください。3条申請と同じく、5月6日に現地調査を行いました。
1番は、家族が病気のため、緊急時、即対応できるよう職場から近い申請地を購入し、普通住宅の建設を行う計画です。

申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外で集落接続となっております。周囲は、西側は町道と宅地、北側・東側・南側は畑となっております。汚水等は、農業集落排水施設に接続し処理します。雨水は、敷地内にて地中浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

ここで、大沢 トモ子 委員を入室させてください。

調査委員の方々、ありがとうございました。

指定席にお戻りください。

（大沢 トモ子 委員、入室・着席）

（調査委員、指定席に戻る）

議長（岩井） 次に、議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉） それでは議案書の8ページ、議案第26号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

五戸町長より令和4年4月25日付け五農林第45号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案24件で、合計面積は●●m²です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1-1番から4-17番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。5番、6番は、利用権設定による貸借です。

1-1番 大字上市川字越戸 田 計2筆 面積は 合計●●m²。
10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

1-2番 大字上市川字堺谷地 田 計4筆 面積は 合計●●m²。
2年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

1-3番 大字上市川字石上 田 計3筆 面積は 合計●●m²。
10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

2番 大字倉石又重字山田 田 計2筆 面積は 合計●●m²。
10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

3番 大字倉石又重字下モ平 畑 面積は ●●m²。
5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-1番 字八景 田 面積は ●●m²。
10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-2番 字八景 田 面積は ●●m²。
10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-3番 字太平楽 田 面積は ●●m²。
10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-4番 字太平楽 田 面積は ●●m²。
10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-5番 字下根前 田 計2筆 面積は 合計●●m²。
2年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-6 番 字太平楽 田 計2筆 面積は 合計●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-7 番 字上根前 田 面積は ●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-8 番 字下根前 他 田 計2筆 面積は 合計●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-9 番 字姥堤 田 面積は ●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-10 番 字八景 田 面積は ●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-11 番 大字上市川字中里谷地 田 計2筆 面積は 合計●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-12 番 大字切谷内字大久木沢尻 他 田 計5筆 面積は 合計●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-13 番 大字切谷内字高田沖 田 面積は ●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-14 番 字下根前 田 計2筆 面積は 合計●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-15 番 字筒口川原 田 面積は ●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-16 番 大字切谷内字菖蒲川下谷地 田 面積は ●●m²。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり●●円、年●●円です。

4-17 番 字古館下川原 田 計2筆 面積は 合計●●m²。3年の使用貸借です。

5 番 大字倉石又重字椈木平 他 畑 計8筆 面積は 合計●●m²。3年の使用貸借です。

6 番 字鍛冶屋窪 畑 計2筆 面積は 合計●●m²。10年の賃貸借で、にんにく 年●●kgです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（竹原） 5番の登記簿・現況は畑ですが、何を作付け予定でしょうか。

事務局（小泉） にんにくを作付けすると伺っております。

13番（竹原） すべてにんにくですか。

事務局（小泉） はい。

議長（岩井） その他ございますか。

15番（中川原） 川門前俊文さん、南部町の方ですが、相対的な合計の面積分かりますか。川村義廣さんを含めた面積でお願いします。

事務局（小泉） ●●㎡です。

15番（中川原） ありがとうございます。川門前さんという方は、何をやっている方でしょうか。●●町歩近い見知らぬ土地に来て名久井の方のようですが、大規模な農業経営をしているのか、これを見ますと経営面積は●●aですが、経営の状況についてわかりますか。

事務局（小泉） 川門前さんは県の認定農業者の方で、米だけを作付けしているそうです。南部町の方なんですけれども、南部町では水害とか色々あるので、五戸の方が田んぼが良いという事で、五戸に農地を借りてお米を作ると伺っております。南部町にも精米所はありますがゆくゆくは五戸にも精米所を建てたいと伺っております。家族で米を作っているそうです。

15番（中川原） 今後も規模拡大をしていきたいという希望があるわけですね。

事務局（小泉） そうです。

15番（中川原） わかりました。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第26号は、原案のとおり決定しました。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第26号について、原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第27号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） 議案書の 18 ページ議案第 27 号と参考資料の 35 ページをご覧ください。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について でございます。1 議案 2 件です。

1 番の字天満後の畑について令和 4 年 3 月 28 日、所有者から申出があり、10 年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。

次に 2 番の大字切谷内字北田ノ沢の田について、令和 4 年 4 月 18 日、所有者から申出があり、水路の確保が難しく、耕作を放棄した結果、農地に復元することが困難となった土地です。

令和 4 年 5 月 6 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。

2 筆、●●m²です。

説明は以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 27 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 27 号は、非農地と判断することに決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第 28 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大沢） 議案書の 19 ページ議案第 28 号をご覧ください。

令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について でございます。

「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月25日3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）」に基づき今年度の最適化活動の目標等について決定を求めるものでございます。

（令和4年度最適化活動の目標の設定等の説明）

説明は以上となります。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（竹原） 農業委員と農地利用最適化推進委員の方は同じ活動記録セットで記録しているのでしょうか。

事務局（大沢） 農業委員の方と推進委員の方に記録セット送っていますので、こちらの方に記録してもらえればと思います。

10番（中里） 資料を見ますと、能力給のあれは無くても日当で圃場に出た場合に日当が出るということで、能力給は月6日以上でなければ出ないという事でしょうか。

事務局（大沢） 6日を設定していますが、5日以上をクリアしないと出ないという事になります。

10番（中里） 月にこの分の制約があるのであれば、誰もなる人がいないと思いますが、何とかならないでしょうか。

議長（岩井） その他のご意見ありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 28 号は、原案のとおり決定しました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和 4 年第 5 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年5月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員